

令和 7 年

第 11 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 1 月 20 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会



## 令和 7 年第 1 回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- |          |  |
|----------|--|
| 第 26 号議案 | 令和 8 年度赤穂市公立学校教職員異動方針について                        |
| 第 27 号議案 | 令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について                      |
| 第 28 号議案 | 赤穂市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 第 29 号議案 | 赤穂市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 第 30 号議案 | 赤穂市民会館条例及び赤穂市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について           |
| その他      | (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について<br>(2) 冬季休業中における生徒指導について |

第 2 6 号 議案

令和 8 年度赤穂市公立学校教職員異動方針について

令和 8 年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、別紙のとおり決定したい。

令和 7 年 1 月 20 日 提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

# 赤穂市公立学校教職員異動方針

赤穂市教育委員会

## 1 基本方針

兵庫県教育委員会公立学校教職員人事異動方針に基づき、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として人事配置を行い、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくり、教職員が働きがいのある職場づくりを進め、赤穂市公立学校における教育の一層の発展を期する。

### (1) 異動の時期

定期人事異動は、4月1日に実施する。

### (2) 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化を図る。特に、安定した学校運営の継続と活性化を図るために若手管理職と女性管理職の登用や再任用の活用、同一校における長期勤務者異動等を積極的に進める。

### (3) 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中心・長期的に継続するため、職員がキャリアステージに応じて資質向上できるよう、次代の人材育成の観点から、計画的な交流を積極的に進める。

### (4) 魅力と活力ある学校づくりの推進

赤穂市がこれまで進めてきた「夢と志を育む教育」をめざして、家庭・地域と連携した「赤穂市コミュニティ・スクール」を推進し、子供たちが安心して学べる魅力と活力ある学校づくりに資する人事配置に努める。

### (5) 信頼される学校づくりの推進

教職員が使命感と高い倫理観をもって職務に専念し、ハラスメントのない、働きがいのある風通しのよい職場づくりを進め、子供たちや保護者から信頼される学校づくりに向けた人材の配置に努める。

## 2 実施に当たっての留意事項

- (1) 異動対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とする。
- (2) 同一校における勤務年数は最長9年を超えないことを原則とし、定年引き上げの進捗・暫定再任用の終期も視野に入れ計画的に行う。
- (3) 職員構成の適正化を図るために、経験年数、教育実績、勤務状況等を考慮する。
- (4) 異動に当たっては、校務運営上支障があると認められる者、職員の健康上、異動に支障があると認められる者等については、それぞれの実情に応じ個別に検討する。
- (5) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。  
・休職中　・療養中　・派遣中　・産前産後休暇中　・育児休業中
- (6) 学校図書館法に基づき学級数が12学級以上の学校においては、司書教諭の資格を有する者を配置する。
- (7) 主幹教諭の配置は、校種や学校規模に応じて全学校へ配置を進める。

第 2 7 号議案

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について、その意見を求める。

令和 7 年 11 月 20 日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第 2 8 号 議案

赤穂市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、その意見を求める。

令和 7 年 1 月 20 日 提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第 2 9 号 議案

赤穂市民総合体育館条例の一部を改正する条例の  
制定について

赤穂市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、  
その意見を求める。

令和 7 年 1 月 20 日 提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第  
4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての  
意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第 30 号議案

赤穂市民会館条例及び赤穂市民総合体育館条例の  
一部を改正する条例の制定について

赤穂市民会館条例及び赤穂市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、その意見を求める。

令和 7 年 1 月 20 日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

- (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
- (2) 冬季休業中における生徒指導について

(1) の別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適当である事件に該当するため非公開

(公印省略)  
赤教学第2098号  
令和7年12月 日

学校園長様

赤穂市教育長

## 令和7年度 冬季休業中における生徒指導について（通達）

令和7年10月29日文部科学省発出「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」により、令和6年度のいじめ認知件数ならびに不登校児童生徒数は、過去最多を更新しました。背景には、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、SNS等のネットいじめの積極的認知等が考えられています。

コロナ禍を経て、社会全体の閉塞感や複雑化する諸課題は、虐待やいじめ、不登校、ネットにまつわるトラブルや犯罪などの要因を底上げしており、その解消に向けては、家庭や地域との連携強化がこれまで以上に重要性を帯びてきてています。

新たな年を迎えるこの節目の時期に、幼児児童生徒が自己を振り返り、生活の改善につながる目標や計画を設定することは、明るい未来への展望をもつ上でとても重要です。有意義な家庭生活を送るために、安全指導とトラブル防止のための指導が必要になります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や子どもたちの発達段階に応じた予防的かつ具体的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

### 記

#### 1 冬季休業中の生活に関する指導について

##### (1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が冬季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導とともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

○一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。

○交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

○感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

##### (2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を

行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

- 課題のある児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、児童生徒との心のふれあいをとおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないよう努める。
- 必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

#### (3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

- 家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」児童生徒を育てる。

#### (4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。
- 部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

## 2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

#### (1) 命を大切にする指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

#### (2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委R7.3）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

#### (3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や

地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）や「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

#### (4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。
- ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

#### (5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察とともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。
- 幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

#### (6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。
- 児童生徒・家庭に「ひょうごつ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

#### (7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動による

トラブルや喧嘩が起きないよう指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

#### (8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

##### 【自転車安全利用5則】

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒は禁止
- ・ヘルメットを着用

※詳細は、警察庁、内閣府ホームページを参照

○令和6年11月1日の道路交通法改正により、

- ・スマートフォンなどを操作したり、傘を差したりしながらの「ながら運転」
- ・イヤホンを使用して安全な運転に必要な音声が聞こえない状態での運転
- ・「並進可」の道路標識がある道路以外での並進
- ・「二人乗り」

等が罰則の対象となっていることから、自転車運転時の安全指導を徹底する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する